

売却区分番号	見積価額 (最低入札価額)	30,500,000円
税－3	公売保証金	4,000,000円
<p>1 一棟の建物の表示</p> <p>所在 名古屋市名東区社台三丁目 100番地</p> <p>建物の名称 パークホームズ上社ガーデンヴィスタ</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造陸屋根10階建</p> <p>床面積 1階 600.76m²</p> <p>2階 486.37m²</p> <p>3階 486.37m²</p> <p>4階 486.37m²</p> <p>5階 486.37m²</p> <p>6階 415.26m²</p> <p>7階 343.61m²</p> <p>8階 342.81m²</p> <p>9階 342.81m²</p> <p>10階 342.81m²</p>		
<p>敷地権の目的である土地の表示</p> <p>土地の符号 1</p> <p>所在及び地番 名古屋市名東区社台三丁目100番</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 2080. 69m²</p>		
<p>専有部分の建物の表示</p> <p>家屋番号 社台三丁目 100番の1003</p> <p>建物の名称 1003</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造1階建</p> <p>床面積 10階部分 71.19m²</p> <p>平成26年9月19日新築</p>		
<p>敷地権の表示</p> <p>土地の符号 1</p> <p>敷地権の種類 所有権</p> <p>敷地権の割合 402, 726分の7, 475</p>		
以上登記簿による表示		
使用状況等	<p>1 所有者が居住しています。</p> <p>2 名古屋市は、令和7年7月10日に内部調査を実施しています。</p>	

管理状況	<p>1 パークホームズ上社ガーデンヴィスタの管理は、パークホームズ上社ガーデンヴィスタ管理組合が行っています。</p> <p>2 管理費等は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>(1)管理費</td><td>16, 000円/月</td></tr> <tr> <td>(2)修繕積立金</td><td>12, 860円/月</td></tr> <tr> <td>(3)駐車料金</td><td>1, 000円/月</td></tr> <tr> <td>(4)自転車置き場使用料</td><td>400円/月</td></tr> </table> <p>3 管理費等の未納は、ありません(令和7年7月12日現在)。</p> <p>4 公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継します。</p>	(1)管理費	16, 000円/月	(2)修繕積立金	12, 860円/月	(3)駐車料金	1, 000円/月	(4)自転車置き場使用料	400円/月
(1)管理費	16, 000円/月								
(2)修繕積立金	12, 860円/月								
(3)駐車料金	1, 000円/月								
(4)自転車置き場使用料	400円/月								
公法上の規制	都市計画区域 市街化区域								
	用途地域 第一種住居地域								
	建ぺい率 60%								
	防火指定 準防火地域								
	その他法制限 緑化地域、宅地造成工事規制区域								
接道状況	北側 幅員約12. 0メートル舗装市道 等高接面								
	南側 幅員約6. 5メートル舗装市道 等高接面								
地勢など	平坦地								
位置・交通	地下鉄東山線「上社」駅から西方 徒歩5分								
	市バス「上社西」停留所から南方 徒歩4分								
注意事項	<p>＜一括換価＞</p> <p>1 公売財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括換価する財産です。</p>								
	<p>＜公売財産の現況＞</p> <p>2 公売は現況有姿により行います。図面等は現況と異なる場合があります。</p> <p>公売公告の内容と現況が異なる場合は現況が優先され、いかなる理由があっても名古屋市に対して公売の取り消しや損害賠償を求めるることはできません。</p>								
	<p>3 公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。名古屋市は関係資料を提供できません。</p>								
	<p>4 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は、行っておりません。</p>								
	<p>＜買受後の法律関係＞</p>								
	<p>5 名古屋市は、不動産の引渡しの義務を負いません。居住者等が買受人からの不動産の引渡しの請求に応じない場合には、買受人は明渡しを求める民事訴訟を提起し、その勝訴判決に基づいて引渡しを受けることとなります。</p>								
	<p>6 買受人は、公売財産の種類又は品質に関して不適合があったときでも、名古屋市に対して契約不適合責任を追及することができません。</p>								
	<p>7 公売財産内の動産の処分等は、買受人の責任において行うことになります。</p> <p>8 土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。</p>								

＜公売手続＞

- 9 公売手続を中止することができますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- 10 法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。
- 11 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- 12 公売財産に係る**市税等の完納**の事実が売却決定前又は買受人の買受代金の納付前に証明されたときなどは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。
- 13 公売財産の権利移転に伴う**危険負担**は、原則として、買受人が買受代金を納付した時に買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産の損傷、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。
- 14 **権利移転に伴う費用**(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。
- 15 不動産公売の手続などの詳しい内容については、名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)の公売Q&A等をご覧ください。

問い合わせ先

名古屋市 本陣市税事務所 特別滞納整理課

電話 (052)433-4039